

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示事項)

2023 年 1 月 10 日

三菱地所株式会社

株式会社丸ノ内ホテル

2023年1月10日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に
基づく開示事項)

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
三菱地所株式会社
執行役社長 吉田 淳一 ㊞

東京都千代田区丸の内一丁目6番3号
株式会社丸ノ内ホテル
代表取締役社長 渡邊 利之 ㊞

三菱地所株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社丸ノ内ホテル（以下「乙」といいます。）は、2022年9月27日付で株式交換契約書を締結し、2023年1月10日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年1月10日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

乙は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2022年12月5日付で、乙の株主に対し、株式交換をする旨並びに甲の商号及び住所に係る公告を行いました。が、所定の期間内に、同条第1項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 12 月 5 日付の官報及び電子公告にて、株式交換をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

863,425 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- ① 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本株式交換に係る株式交換契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した甲の株主は 5 名であり、その反対に係る株式の数は 126,600 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。
- ② 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 11 月 11 日付で、本株式交換に係る株式交換契約について株主総会の承認を得ております。
- ③ 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除きます。）に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の総数に金 939 円を乗じて得た額の金銭を交付いたします。なお、甲が交付する金銭の合計額の上限は 810,756,075 円です。
- ④ 本株式交換により甲の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

以 上